

中野区教育委員会第20回協議会会議録

開催日時 平成20年6月13日(金) 開会10時01分 閉会11時00分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会	委員長	高木 明郎
	同	委員長職務代理	大島 やよい
	同	委員	飛鳥馬 健次
	同	委員	山田 正興
	同	教育長	菅野 泰一

事務局職員	教育委員会事務局次長	竹内 沖司 (欠席)
	教育経営担当課長	小谷松 弘市
	学校再編担当課長	青山 敬一郎
	学校教育担当課長	寺嶋 誠一郎
	指導室長	入野 貴美子
	生涯学習担当参事	村木 誠
	中央図書館長	倉光 美穂子
書記	教育経営分野	松島 和宏
	教育経営分野	齋藤 皓一

傍聴者数 8人

議 事

(報告事項等)

○委員長、委員報告事項

○教育長報告事項

○事務局報告事項

(協議事項)

1 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関

する規則の一部改正について

## 2 中野区立体育館条例施行規則等の一部改正について

午前10時01分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第20回協議会を開会いたします。

本日は、竹内次長が所用のため欠席です。

初めに、委員長、委員報告です。

<委員長、委員報告事項>

高木委員長

まず、私から。

6月7日、8日に、目白大学新宿キャンパスで開催されています大学教育学会に出席しました。その中の事例発表で、桜美林大学が町田市教育委員会と協力して行っている不登校生徒に対する自宅学習支援事業というのがあって、非常に興味深かったです。これは、2007年4月から、桜美林大学と町田市教育委員会が協力してスタートしたものです。文科省の定義、学校基本調査によりますと、欠席が年間30日以上、かつ、病気・経済的理由その他に該当しない者が不登校児童・生徒ということなのですが、町田市では、平成17年度で286人、出現率が3.4%。都平均が3%ぐらいですから、やや多いということですね。これに対して桜美林大学が協力をしているというものでございます。

ちなみに、中野区の場合は、中学生で、同じ17年度で86人です。区はたしか都平均よりちょっと低かったと思うのですが。もちろん、中野区は、南部と北部に教育相談室がありまして、不登校の児童・生徒に対応しているのですけれども、ここで興味深いのは、ウェブ上で学生がバーチャルな支援員となって、学生の自宅学習を支援するということです。不登校になった生徒が学校に復帰しようとしたときに、勉強が追いつかないというものがあります。また、私自身が小学校、中学校のころと比べると、やはり不登校の児童・生徒は非常にふえているなど。一つは、自宅にいても、インターネット等で辛うじて社会につながっている感覚を子どもたちが持っているのかなど。それは幻想なのですけれども。そ

うであれば、これを進めていくことによって不登校が減ると思いますが、そういったインターネットが普及した社会の中で、不登校の児童・生徒が学校に戻ってくるための一つの施策としては大変興味深いなと思いました。2007年度は286人中98人がeラーニングのIDとパスワードを受け取って、50人ぐらい、5分の1弱が学習をしているということでございます。

続きまして、6月10日、中野区立桃花小学校の開校式に出席してあいさつをしました。ご承知のように、桃花小学校は中野区の小学校で最初の統合新校でございます。旧桃園第三小学校・仲町小学校・桃丘小学校の3校が一つになり、児童数527人と、中野区で最大の小学校になりました。といっても、私が子どもころ通っていた区立小学校と同じぐらいの規模なのですけれども。

来賓の方のあいさつが続いたのですが、6年生の「児童の言葉」というのと桃花太鼓というのをやりました。桃花太鼓は、3校集まった6年生84人の、2カ月ぐらいで息の合った迫力のある太鼓を見せていただいて、非常に感心しました。

私からは以上でございます。

大島委員

私は、6月7日土曜日に、運動会に2校行ってまいりました。初めが沼袋小学校なのですが、沼袋小学校は全校で200名弱という小さい学校でございます、校庭に並んだところを見ても、ああ、少ないなと、この倍ぐらい生徒がいるといいのになという感想を持つぐらい人数は少ないのですが、みんな元気いっぱいございました。特に先週、最近の学校ではラジオ体操をやらなくなったねというお話が出ていたのですけれども、沼袋小学校では準備体操のときにラジオ体操第1をやっております、大変よかったです。個人的感想ですが、ラジオ体操というのは簡単な基本的な動作なのですけれども、準備体操としては満遍なく体のいろいろなところを動かす、難しくないのだからだれでもできるということで、とてもすぐれたものなのではないかなと常々思っておりましたので、みんなでラジオ体操をやっているところを見て大変うれしく思いました。

続きまして、第七中学校の運動会に行ってみりました。小学生を見た後で中学生を見ると、当然のことですけれども、体の大きさも全然違うし、大人に近づいたな、全然違うなという印象をもちましたし、リレーなども大変迫力がありました。それから、女子全員によるソーラン節の踊りがあったのですが、ソーラン節を現代風にアレンジした踊りだったのですけれども、みんなそろって、とてもきびきびした動作で、とても美しく感心

いたしました。

それから、6月10日は、桃花小学校の開校式で、ほかの委員の方と一緒に参加してまいりました。今、高木委員長がおっしゃったようなことで、太鼓なども感心いたしましたし、児童の様子も、とても礼儀正しくて、「こんにちは」とか、あいさつなどもすごく元気よく、先生の指導に従って来賓の方のお話なども大変お行儀よく聞いているので、感心いたしました。

それから、6月11日水曜日ですけれども、塔山小学校を訪問してまいりました。ちょうど学校公開の日だというお知らせをいただいたものですから、授業の様子を見てまいりました。塔山小学校は中野坂上の近くにありまして、特別支援学級も併設されているのです。普通学級のほうでも特別支援を要する児童が比較的多くいる学校なのだそうですけれども、そういう様子はなく、みんなとても落ちついて授業を受けていました。ただ、少人数の算数の授業などでは、特別支援を要する子どもさんにはアシスタントの方がほぼ専属でもないのでしょうかけれども、専属的についていろいろ教えていらっしゃるようで、全般的にどのクラスも授業の様子は落ちついていて、みんな熱心に授業に取り組んでいるような様子でした。算数は少人数に分かれて、3クラスに分かれてやっていたのですが、私が見たのは5年生の図形だったのですけれども、同じテーマでも先生によってアプローチの仕方がいろいろ違っていて、見比べてみるととても興味深かったです。

私は以上です。

山田委員

私は、6日は、5日に引き続きまして谷戸小学校のプール前健診に行つてまいりました。この時期、プールの前にもう一度子どもたちの健康をチェックして、プールに入れるかどうかというのを最終的に判断するわけです。4月から始まりました健康診断の折に、例えば耳鼻科の病気があるのでプールに入れるかどうかというご意見をいただいでくるわけですけれども、受診しない子どもは、「残念ながら、これを持ってきてもらわないと入れないよ」と言うと、非常に困った顔をしています。そんなことで、何人かの子どもたちにはきちんと指導をさせていただきました。

そんな中で、プールということで、水の中ですから、私たちが一番心配するのはけいれんとか、てんかんとかというお子さんたちです。普通の生活でも非常に心配をするわけですけれども、今回は、例えば「運動の後で発作が起きやすい」というような主治医からのコメントがありますと、さて、どうしたものかということで、こういった場合にはそのお

子さんがプールの中で今どこにいるのかということがわかるように、子どもと保護者の了解を得て、例えば帽子の色を変えとかということをするわけですが、ある小児科の先生からは、「子どもたちが余り区別とか差別とかしないように」というようなご意見もいただいたわけですね。そうしましたところ、実は学校の教育課程の中では水泳補助員とかというものをつけることができるわけですが、夏休みのプールの授業などではそういった補助員がつかない場合もあるわけですね。そういったときには保護者の方に来ていただくということがあるわけですが、そういった中で、その保護者の方は「うちの子がどこにいるかすぐわかるので、帽子を変えていただいてよかったです」というご意見もいただきました。そういった中で、学校側にも注意を要するお子さんについて十分配慮していただけるようにということと、保護者の方に十分な理解をいただくようにということでお話をさせていただきました。

またもう1点、最近、保護者の方から求められることの一つは、日焼け対策をどのようにしていますかということで、これはプールだけに限りません。実は、私、日本学校保健医会の会報の委員をやっているわけですが、先月号の6月号には、臨床皮膚科医会の先生からご投稿いただいたのですが、その中で、やはりオゾン層の破壊で紫外線対策は子どものころからしっかりやりなさいということでありまして、ただ、学校のプールで日焼け防止のための施策というのはなかなか難しいわけですね。例えば、日焼けどめのクリームなどにしても、それをどのように管理していくのか、どのようなものを使うのかというのは、これからも非常に議論があるかと思うわけですが、そのような投稿記事がありまして、保護者の皆さん方からは、このニーズに応じてそういったものに対応してほしいという声もこれからは上がってくるのかなと思ひまして、今後、学校医のレベルでどのようにするか検討しなければいけないなと思っております。

昨日でございますけれども、12日には、東京都教育庁のほうで、子どもの健康を守る地域専門科総合連携事業と言ひまして、今年度からですか、文部科学省が子どもの健康とそその地域連携ということをかなめとしたモデル事業を開始しております。東京都の教育委員会では、3年前から、例えば都立高校における専門医による学校保健活動支援事業というのをやっております、私もそれに参画をしております。都立高校では、例えば精神科のドクターを派遣している高校が、去年度の実績で38校、産婦人科による性教育関係をやっている学校は4校ということですが、今年度も精神科の派遣を希望する都立高校が35校、産婦人科の先生の派遣を希望する都立高校は6校ということで、この6月から各学

校と事前協議をいたしまして、その専門医を派遣するという取り組みをやっています。

この地域専門科総合連携事業には、もう一つ、指定地域の市区町村教育委員会が健康課題の解決に向けたモデル地域での実施ということもありますので、こういったものも中野区で取り組みができるかどうか検討していただければありがたいかと思っております。専門医を派遣する、特に精神科の先生を派遣することに対しましては、都立高校では非常に喜ばれておまして、精神科の先生とのかかわりができたということと、どのようなときに専門医につなげたらいいのかということの見きわめができるようになったということで、予算が許せば学校医の中に精神科を入れてほしいというような声もありましたけれども、そういった中でモデル事業が始まっております。

私からは以上でございます。

飛鳥馬委員

私は、10日に桃花小学校の開校式に行ってきました。新しい学校ということで、来賓の方も大変多くて80名ほどとかと言っていましたけれども、地域に支えられてスタートした学校だなというふうに思っております。もちろん、校歌が新しくなったのですが、谷川俊太郎さんが作詞して、息子さんが作曲したという、現代的といいますか、なかなかいい校歌だったなというふうに思っています。子どもたちも元気にみんなで歌いまして、あと6年生が迫力のある和太鼓を全員参加で演奏してくれました。呼びかけもところどころに入れました。子どもたちが太鼓も作曲したという、そういう太鼓でしたけれども、呼びかけの中に、「新しい学校をつくる」というその意欲が出ていたかな、育ってきたかなという、そんな場面だったかというふうに思います。

あと、きのう世田谷区に行く用事があったので、出張所に寄って。世田谷区も今教育ビジョンをつくっているのです。その中で、パブリックコメントをとるために教育委員会でいろいろ資料をつくって配って意見を聞こうということですが、その資料を出張所に行ってもらってきました。世田谷区は、学校の再編も含めた将来の学校をどうするかという、そういうコメントですが、世田谷区としては人数がふえている学校があるのですね。大きな道路の沿線に沿ってマンションができてふえている学校。一方、減っている学校。極端に大きくなり過ぎて困っている学校と小さくなり過ぎて困っている学校。そういう中で、将来の子どもたちを育てる学校をどうするか、そういうパブリックコメントをとろうということで、参考資料にしたいなというふうに思って資料をもらってきました。

以上です。

## < 教育長報告事項 >

### 教育長

私からは、区議会の今の状況についてご報告させていただきたいと思っております。

6月10日、11日と文教委員会が開かれました。議案として、「中野区立学校設置条例の一部を改正する条例」を提出しております。それにつきまして審議し、議決されております。これは、教育委員会でも議決したものでございまして、原案どおり議決されております。

それから、請願ですけれども、継続分としては、「高校歴史教科書における集団自決の記述に関する意見書の提出について」、それから、「高校歴史教科書に関する意見書の提出について」ということで、同じ内容でございますが、高校歴史教科書におきます沖縄の集団自決に関する修正意見の撤回を求めるという請願が出ておりましたけれども、これにつきましては不採択となりました。

それから、新規の陳情が1件出ております。それは、「区南部地域に特別支援学級を設置することについて」というものでございまして、障害のあるお子様を持つ保護者の方から陳情が出ているわけですけれども、南台のほうに住んでいると。南のほうには知的障害の固定学級は桃園小学校にしかないの、かなり遠いということで、もう一つ、南部地域に特別支援学級をと、そういう陳情でございます。いろいろ質疑等がありましたけれども、結果としては継続審議になりました。

それから、所管事項の報告を幾つかしてございます。1点目が「採択された陳情及び主な検討事項の処理状況」ということで、今まで採択された陳情でありますとか検討を約束した事項について、区議会に対してどこかで報告しなければならないのですけれども、今回は2件報告してございます。

1点目は、中学校に障害学級を増設してほしいという陳情が以前出ておりました、趣旨採択されておりますけれども、これについてはご存じのように、来年4月に七中に特別支援学級をつくるということで、陳情の内容について一応沿うようになったという報告をしております。

それからもう1点ですけれども、大分前に、中学校対抗駅伝大会を実施してほしいという陳情が出まして、これにつきましても採択されているのですけれども、内容についていろいろ検討しておりましたけれども、これについてはさまざま検討した結果、直ちに現状で中学校対抗駅伝大会を実施するのは難しいということで、これもそのような報告をさせ

ていただいております。

それから、報告事項としては、先ほど言いました七中の特別支援学級の整備について、それから、こちらにも前回報告させていただきました 19 年度の外部評価、学校関係者によります学校評価の結果について、それから、区民を対象とした区立学校における体力向上の取り組み説明会についてということで、これは説明したかどうか記憶がちょっとあいまいですけども、7月12日土曜日の1時から3時の間、区立桃園第二小学校体育館におきまして、体力向上に向けました中野区教育委員会及び小・中学校の実践について報告するというようになっておりますので、その旨報告させていただいております。

それから、「(仮称)次世代育成委員の活動と今後の地域協議について」という内容につきましても報告をいたしました。これは、現在、子ども家庭部において検討しております(仮称)次世代育成委員につきまして、こういうような考えであるというようなことについて、青少年委員にかかわることでもございますので、教育委員会としても文教委員会に報告したということがございます。ただ、内容については、基本的に子ども家庭部の所管事項でございますので、ご質問が出てもなかなか答えづらいというようなことございましたけれども、そういうご質問はいろいろ出ておりました。

私からは以上です。

<事務局報告事項>

高木委員長

事務局からの報告事項はありますでしょうか。

<協議事項>

それでは、協議事項に移ります。

「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部改正について」、協議を進めます。

それでは、説明をお願いします。

指導室長

「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部改正について」、ご協議をお願いしたいというふうに思います。

規則改正の主な内容でございますが、少子・高齢化対策が求められる中、公務員におきましても、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように「地方公務員の育児休業等に関する法律」が平成19年8月1日に改正されました。このことに伴いまして、東京

都では「職員の育児休業等に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する条例施行規則」の一部改正が行われまして、平成 20 年 7 月 1 日より施行されることとなりました。この中で、新たに育児短時間勤務制度が導入されることに伴いまして、このことの承認にかかわる事務の委任についての改正をする必要が出てきたため、ご協議をお願いすることとさせていただきます。これにつきましては、施行予定日は平成 20 年 7 月 1 日ということになっております。

裏面をごらんください。新旧対照表がございまして、今回、第 3 条の第 9 号でございませぬか、「育児短時間勤務」という部分の文言を入れることと、育児休業法の引用条文の明記ということで、「第 10 条第 1 項」ということを入れさせていただくとことと、附則としまして、「この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する」ということで改正を行いたいと思っておりますので、ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

高木委員長

それでは、質問、ご発言がありましたら、お願いします。

大島委員

対照表を見ますと、第 9 号のところ、「第 10 条第 1 項」というのが追加されて、「育児短時間勤務」というところが追加されたということのようなのですが、この第 10 条第 1 項というものの中身はどんなことなのでしょう。

指導室長

申しわけありません。今手元になくて申しわけないのですが、育児短時間勤務制度を取得できる職員ということで、小学校の就学に達するまでの子どもを養育する常勤職員という形になります。県費負担職員という形の中にそういう部分が入ってきているということとございまして、以前、幼稚園教員のほうは区のほうの問題でございましたので、同じようなことをお願いをしております。取得パターンとしては、1 日当たり 4 時間を週 20 時間とるというパターン、1 日当たり 5 時間を週 25 時間とるというパターン、週 3 日間・週 24 時間とるというパターン、週 2 日半・週 20 時間とるパターンの中から選んで行うという形になるということとございまして。今のは中身の説明で、第 10 条の第 1 項のことではございませぬけれども、そのような形になってくるということとございまして。

高木委員長

では、私から。

要するに、育児休業法で保障された権限について、この規則の改正というのは、教育委員会から教育長に承認を委任しますよという部分の改正という理解でよろしいのですね。つまり、内容については法律で決まって、言い方は悪いのですけれども、東京都で決まっているので、基本的にはだめというのはいり得ない。中野区教育委員会としてこの部分を教育長に委任するかどうかという部分の判断というふうな理解でよろしいですか。

指導室長

そういうことでございます。学校の職員に関しましては、県費負担職員になりますので、こちらの法律のとおりという形になります。それを教育長のほうへ委任するという部分を改正する、それを受けて改正するということでございます。

高木委員長

東京都から中野区に来て、中野区からさらに教育長にということですね。

山田委員

この委任のことについては特別に問題はないと思うのですけれども、今指導室長がお話ししたように、何例かのパターンがあると思うのですが、そういった場合に、個人の希望はあるかと思うのですけれども、現場の中ではそういった調整ということは実際には可能なのですか。

指導室長

この取得があった場合の後補充としては、非常勤講師対応を原則とすることになってございますので、現場の中で調整するという形はございません。今回の場合は、幼稚園のものとはちょっと違いまして、そういう形をとります。

先ほどの第10条第1項でございますけれども、この第10条というのが育児短時間勤務の承認という部分でございます。そのことについて書かれている部分でございます。ちょっとかいつまんで読みますと、「任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常勤勤務を要する職を占めたまま、次の各号に挙げるいずれかの勤務形態——先ほどお話ししたようなことでございますが——により、当該教諭が希望する日及び時間帯において勤務することができる」というふうなことで書かれてございます。

高木委員長

よろしいでしょうか。

それでは、来週招集を予定しています定例会で改めて議案として審議したいと思っております。

ので、事務局は準備をお願いします。

続いて、「中野区立体育館条例施行規則等の一部改正について」、協議を進めます。

説明をお願いします。

生涯学習担当参事

それでは、中野区立体育館条例施行規則等の一部改正につきましてご協議をお願いしたいと思います。

改正する規則につきましては3件ございます。「中野区立体育館条例施行規則」「中野区もみじ山文化センターの管理及び運営に関する規則」「中野区区民ホール及び芸能小劇場条例施行規則」でございます。

まず、3の「主な改正内容」をごらんいただきたいと思いますが、まず、体育館条例施行規則につきましては、指定管理者の事前申し込みの規定並びに利用料金の納付猶予の規定でございます。

裏面をごらんいただきたいと思いますが、(2)のもみじ山文化センターにかかわる規則につきましては、指定管理者の事前申し込みの規定及び附帯設備の追加。(3)区民ホール及び芸能小劇場条例施行規則につきましては、指定管理者の事前申し込みの規定及び附帯設備の追加でございます。

恐れ入ります、表にお戻りいただきたいと思いますが。

これら改正内容にかかわります改正の理由でございますが、まず、指定管理者が管理しております区の施設、すなわち中野体育館、鷲宮体育館、文化センター、芸能小劇場、野方区民ホールといったような施設を使いまして、指定管理者がみずから事業を行う際の施設予約につきましては、これまではきちとした規定が設けてございませんで、「教育委員会が必要と認めるとき」といったような条項を適用して事前の予約を認めてまいりました。しかしながら、指定管理者の施設予約についてもきちんと明らかにするために、区などと同様、使用申し込みの受け付け開始日前に施設の予約を行うことができる規定を加えるものでございます。これは、例えば、文化センターの大ホールや小ホールにつきましては、使用の14カ月前から予約を行うことができることになっておりますけれども、区などが事業を実施する場合には、この規定外、要するに14カ月を超えた前、16カ月前でも24カ月前でもやろうと思えば予約がとれる、こういった区などが行います予約と同様に、指定管理者が施設を使って事業を行う場合には、こうした予約を行うことができる規定を加えるというものでございます。

次に、2番目といたしまして、「区が文化、スポーツ施設の事前払い施設を利用する場合の使用料は」となっておりますが、これは区の「会計事務規則」に前払いをする規定がないことから、資金前渡を行い利用当日に支払いを行っております。一般的には、例えば「使用承認の日から14日以内に利用料金を払い込んでください」という規定になっておりますけれども、区の場合には、こうしたことに関することが可能になる制度がございません。いわゆる前払い金の制度がないということから、資金前渡を受けまして、利用の当日に支払いを行っております。文化施設の規則には、この資金前渡を行い、利用当日に支払うという支払い猶予の規定がございます。ところが、体育館につきましては、体育館規則を整備する際、この規定を設けなかったことがございまして、指定管理者に事実上承を得ているのが現状だということから、今回、体育館規則にこの支払いの猶予に関する規定を加えるというものでございます。

それから、三つ目といたしましては、「区民サービス向上のため、文化施設の附帯設備(貸し出し備品)の追加を行う」というものでございます。新旧対照表のほうで若干補足をさせていただきますが、まず、「中野区立体育館条例施行規則新旧対照表」をごらんいただきますと、改正案の第3条の第2項に、「前項の受付開始日前に申請することができる」という規定がございますが、この項に第6号とした「指定管理者が事業を実施するために使用する場合」という条項を加えるというものでございます。

それから、裏面をごらんいただきたいと思えます。左側、これが第4条「使用の承認等」の第2項でございしますが、ここの3行目から「ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、申出に基づき、利用料金の納付を猶予することができる」。右側をごらんいただきますと、「この場合において、指定管理者は、利用料金を納付した者に対し施設使用承認書を交付する」というだけで、こうした納付猶予に関する規定がございませんでした。改正に伴いまして第3項を加えまして、「指定管理者は、前項の規定により、利用料金を納付した者に対し施設使用承認書を交付する」というふうに追加をするものでございます。あとは、号のずれに伴う修正ということになります。同様の改正をもみじ山文化センター並びに芸能小劇場、区民ホール等にかかわるもので行わせていただくということになってございます。

そのほかに、実は前回の改正時、指定管理者に管理を任せるということで条例規則を改正したのですが、その際に、例えば次の「中野区もみじ山文化センターの管理及び運営に関する規則新旧対照表」の10条のところをごらんいただきますと、利用料金の減免とい

うことで、現行が「条例第9条第3項の規定」となっておりますが、実はこれは「第4項」の誤りでございまして、こうした誤りを今回あわせて修正させていただくという内容をなすものでございます。

私からのご説明は以上でございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

— 済みません、もう1点。補足ですが、哲学堂、上高田等にかかわる運動施設の部分につきましては、公園条例の施行規則の中で規定してございますので、都市整備部のほうに同様の規則の一部改正について依頼をしております。

以上でございます。

高木委員長

もみじ山の施設の貸し出しの説明がなかったような気がするのですが、貸し出すものをふやすとかという。

生涯学習担当参事

失礼いたしました。別表の4ページ目の裏、新旧対照表をごらんいただきますと、音響設備中、MDデッキ、CD-Rレコーダー、テープレコーダーといったような、左側の改正案に下線の引いてある部分がございます。これが附帯設備の追加分ということで、今回ここに追加をさせていただくというものでございます。

失礼いたしました。以上でございます。

高木委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたら、お願いします。

飛鳥馬委員

改正理由のところの質問ですが、先ほど14カ月前から予約できるという話がありましたが、15カ月、16カ月、上限はなく、前はずっとよろしいのかなど。どうなのでしょう。区との比較もあると思うのですけれども。

生涯学習担当参事

例えば、もみじ山文化センターの管理及び運営に関する規則上、大ホールにつきましては、区民の文化・公共的団体、区内の学校が申し込み予約をする場合には、使用日の属する月の14カ月前の月の18日から予約ができる。要するに、14カ月前から予約ができる。区がみずから事業を行う場合、あるいは指定管理者がみずから事業を行う場合には、この規定の適用を受けない。したがって、15カ月前とか16カ月前からでも、決まっていれば、予約を優先して行うことができる、そういう区分を今回この指定管理者に関しましてここ

ではっきりさせるということで規定の整備を行うものでございます。

飛鳥馬委員

何カ月前という上限というか制限はないのですか。半年でも1年でもよろしいのですか。

生涯学習担当参事

14カ月を超える前ならば、もしそういう計画があれば、いつまでもさかのぼることはできます。ただ、予算等との関係がありますから、そういったところでは考慮しなければならないことは出てくるかもしれません。

飛鳥馬委員

常識的に考えまして、今のところ、今までの経験でいうと、区の予算との関係で、半年とか1年ぐらい前には押さえないというのがあるのでしょうか。

生涯学習担当参事

大体14カ月前から一般には予約の受け付けを開始しますので、その14カ月よりもちょっと前であれば、要するにホールは全部あいているわけです。予約をとっていませんから。そういう意味ですから、14カ月の1日前であれば、すべて優先的に区は、あるいは今回のこの指定管理者もそうですけれども、とれるということになりますので、例えば何年もさかのぼって前にとる必要はないということで、そういう対応をしているというものでございます。

飛鳥馬委員

今の関連で。

それを指定管理者ができるようにしたというのは、今までの区の条項適用ではなくてとした理由は何ですか。適用ではまずいのですか。

生涯学習担当参事

要するに、教育委員会が必要と認めたときということでこれまではやっていたのですけれども、そうではなくて、区などが会場を使って実施するのと同じように、きちんとかういうことを定めることによって、なぜ指定管理者がそんな前に施設を予約することができるのかということをお明らかにする。そのために規定を改正、整備をしようということで、今回このような改正をお願いしているということでございます。

山田委員

今に関係すると思うのですけれども、事前予約が余り多くなりますと、区民のためのホールですので、そういった視点も大切なのかなと。この条例に出てきます利用調整会議

なるものがあるという記載があるのですけれども、例えば区が使う場合も事前予約でとる場合に、土・日はおおむねこのぐらいまでにしましょうとか、今度指定管理者がやる場合も、年間のこのぐらいとか、土・日はこのぐらいというような大まかな内規みたいなのがあってしかるべきかなということをちょっと危惧するのですね。

実は私、何年か前に、14カ月前の朝8時に行ったのですけれども、土・日がほとんどいっぱいだったのですね。そういうこともあって、これはなかなかとれないのだなというふうに実感したものですから、その辺はいかがでしょうか。

生涯学習担当参事

現時点でそうした内規というものはつくってございません。それで、その14カ月前の月の18日においでになったら、恐らく土・日だったと思うのですが、もう既にいっぱいだったということにつきましては、これは我々も考えなければならないのかもしれませんが、今ここでそういったことを内規をつくってどうこうということまでは、なかなか考えづらいかなということではございます。

例えば、今回、指定管理者にここできちっと条項を加えるということになりますけれども、指定管理者が実は自主事業で行ったというのは、19年度の決算で見ますと、大ホールで12回、小ホールで5回ですので、あと、これに区などがどの程度使っているかといったようなこともございますので、そのあたりのことをきちっと検証してみないと、そのあたり、どうこうできるかどうかというのがなかなか難しいかなというふうには考えております。

山田委員

もう1点。

利用調整会議というのはどのような性質のもので、どのようなメンバーでやっていらっしゃるのですか。

生涯学習担当参事

中野体育館を利用する場合には、区と指定管理者、ここを利用する団体、基本的には体育協会や新日本スポーツ連盟やレクリエーション協会などですが、こうした団体の代表者が前年の8月ごろに集まりまして、次年度の体育館の利用について、大体計画が決まっておりますので、その計画がかち合うところを調整する場を毎年設けておりまして、その会議で年間の日程を決めていくというものでございます。中野体育館の場合には、特に団体利用が中心になっているものですから、そうした対応をこれまでもさせていただいている

というものでございます。

山田委員

そうしますと、文化施設については、こういった調整会議なるものは今のところはないと。

生涯学習担当参事

はい、ございません。

大島委員

もみじ山文化センターのことなのですが、改正案を見ますと、指定管理者が申し込みをしようとするときはあらかじめ委員会の承認ということなのですが、14カ月より前に指定管理者が計画した事業などを行いたいというときの予約をしようと思ったときは、委員会の承認を得ないといけないという案のようですけれども、今までは「教育委員会が必要と認めるとき」というのを適用して認めていたということのようなのですが、この違いというのは何かあるのでしょうか。

生涯学習担当参事

基本的に違いはございません。要するに、規定上はつきりさせたということでございまして、例えば、必ず事業計画というものを事前に出させておきまして、そこでどの施設のどこを使うのだということも含めて、きちんとこちらのほうにそういった申請というか申し込みがありまして、それに対してオーケーを出して初めてその施設がその時点で使える、そういう対応を図っております。

大島委員

関連して。

今、山田委員がおっしゃったことに関連するかどうかあれなのですが、指定管理者が例えば土・日とかにコンサートですとか商業的な催しをやりようと思って何年も前から予約をしてしまうというようなことを計画したときに、教育委員会のほうで、それに対して「それはだめ」とか、そういう審査みたいなことをする可能性があるのか。あるいは、出てきたら、大体その程度はスルーパスで承認するのか、その辺はどんなものなのでしょうか。

生涯学習担当参事

何年も前から使用申請をしてくるということはありません。大体翌年度なり何なりをやるには、前年度から既に計画を立てておりますので、その計画の中で私どもが承認をしているという実態がございます。

昨年の大ホールの例で申し上げますと、先ほど 12 回というふうに申し上げましたが、東京交響楽団弦楽合奏団の「エッセンスオブクラシック」とか、金子由香利のリサイタルとか、「ベートーヴェン～名曲誕生物語」といったようなコンサートですとか、「ハートオブクラシック」、これは東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団、こういったところが主なのですが、例えばこうした管弦楽団等をお呼びして、ここで何かをやろうとする場合、あるいはオペラだとかする場合には、一定程度前からこちらと交渉してオーケータがとれて初めてここで演奏できることになりますから、そのあたりで我々のところへ、いつごろこういうことをしたいけれどもということ申請があれば、それは結構ですということです。我々としても、ここの劇場そのものは区の施設でございますので、区民の文化・芸術、それからスポーツ振興、そういったものに寄与する内容だということは基本的な考え方のベースにはあるというものでございます。

高木委員長

今まで、その他「委員会が特に必要と認める場合」ということで準用してやっていて、特段問題がないという判断で正式にその条文を設けたのかなと思います。また、それ以外の手段でも、ある程度指定管理者の事業計画についてはこのとおりでできると思いますので、この件については私は異論はないのですが、先ほど山田委員からご指摘があったように、区教育委員会、それから指定管理者も含めて、中野区民の文化・スポーツの振興というのは主体的にやっていかないといけないと思うのです。一方で、区民の方がある程度使える機会の保障というのは非常に悩ましい問題なので、それについては今後とも留意をしていただければなと思うところでございます。

生涯学習担当参事

ここの施設の利用の仕方につきましては、より区民が利用しやすいようなルールなどを、改正すべき、あるいは改善すべき必要があるということであれば、検討はさせていただきたいというふうに思います。

飛鳥馬委員

1 ページ目の(2)のところですが、「支払いの猶予」というところがちょっとわからないのですが、今まで前金払いというのですか、そういう規定がないために、資金前渡を使って当日それで払っているということですね。支払猶予になると、資金前渡を使わないで後日支払いができる、そういう意味なのですか。

生涯学習担当参事

説明がちょっとわかりにくくて申しわけございませんでした。一般的には予約をします。予約の受け付けがいわゆる承認をされましたら、例えばホールなどの場合には、2週間以内に利用料金を払ったところでその予約が確定をするということになります。一般的には、2週間以内に払っていただくことになっているのです。

ところが、中野区には「会計事務規則」という規則がありまして、事前に、例えば2週間以内に払うための会計処理の手続きができる規定がないのです。だから、払えない。区自身は払えないのです。そういうことから、実は文化施設の場合には、言ってみれば2週間以内に支払わなくても結構です、後で払ってください、当日払ってください、そういう支払い猶予の規定があります。したがって、文化施設の場合には、「会計事務規則」を使って、普通は前の日に前渡を受けて、現金を持って翌日会場に行ってそこで支払っているというのが実態です。

それから、体育館については実はこの規定もなかった。この規定もなかったために、ある意味では、体育館側に事実上の支払いの猶予をしていただいていた。そうでないと、どうやっても払えないわけです。そこで、事実上のそういう了承をいただいていたのですけれども、それではまずい。当たり前のことなのですから。というので、今回、体育館にかかわる施行規則にその猶予の規定をちゃんと設けようということで、今回改正のお願いをしているというものでございます。

飛鳥馬委員

そうしますと、その猶予を受ければ、2週間前に払えるということになるのですか。後払いなのですか。要するに、どこの時点で払うのですか。

生涯学習担当参事

当日です。

飛鳥馬委員

では、当日払うのだと、資金前渡の払い方と変わらないのではないですか。

高木委員長

当日はいいのです。前払いではないですから。

生涯学習担当参事

前払いできないから、当日払う。要するに、前払いをしなくてもいいですよという意味の猶予を与えてもらっている。

飛鳥馬委員

認めていなかった、暗黙のうちに了承していたというか、そういうところがはっきりしたというだけのことなのですか。

生涯学習担当参事

そうです。

飛鳥馬委員

前渡金で払うということは同じなのですか。

生涯学習担当参事

同じです。

山田委員

そうすると、今の会計処理システムがそれがいいのかどうかという問題になると思います。そういう話になる。

あと、もう一つは、支払いも現金というのが果たして今の時代に即しているかどうかというのは検討すべきではないかなと思うのですね。今の時代、現金を持ち歩くことすら日常茶飯事にやっていないので、何らかの方法で入金ができるようなシステムをつくるということも必要なかなと思います。

あと、当日に支払うというのが、本当にそれでいいのかどうか。それも現金でというのはどうなのかなと。

生涯学習担当参事

当日払いそのものは、区全体の「会計事務規則」を改正しない限り無理なのです。うちだけでできる問題ではありません。ということで、これからも恐らく無理だと思います。

それから、その入金システム等については、世の中さまざま変わっていますので、考えていく必要はあるだろうというふうに思っています。

飛鳥馬委員

なかなか難しい。私なども公務員をやっていて、あした出張に行くよという旅費をもらうときに、前の日にもらえないと、出張の電車賃がないわけですね。自分で立てかえておかないと行けないわけですから。そういう経験をした人はたくさんいると思うのですけれども、そういう意味で前渡金というのはわかるのですけれども、こういったことについてよろしいのかな。

大島委員

感想ですけれども。

ここで議論してもしょうがないことだとは思いますが、一般の区民の人には2週間前には払わなければいけないよ、予約が確定しないよと言っておきながら、区が払わなくていいというのは非常に不公平な感じはいたします。

生涯学習担当参事

払いたいのですけれども、払えないというのが実情だというふうにご理解をいただきたいと思います。

高木委員長

基本的には、予約して、猶予期間が終わって、それまでに正式になればだめだよというシステムにならないと、当日になって使えませんかというのは、区民の方を疑うわけではないのですけれども、可能性としてはあるので、2週間が適当かどうかというのはありますが、そういうシステムは要るのかなと思います。区長さんと教育委員会との懇談も何回かありますから、場合によってはそこで区長さんにお話しするというので、区全体の会計システムは教育委員会では解決できませんので。ただ、この規則改正でとりあえず今矛盾している部分は直りますので、最低限それはしたほうがいいかなと。

山田委員

教育委員会も独立した組織なので、こちらからそういった経理処理システムの今の時代に合ったやり方、それからなるだけ現金の授受を受けない、これがいろいろなことに関係すると思うのですね。そういったことで、その職員の保護をするという意味でも、そういった方向をやはり打ち出すべきではないかなと、今の話を聞いていてつくづく思います。

生涯学習担当参事

ちょっと1点、追加でございますが、施行予定でございますが、7月1日、利用料金の改定が行われる日から施行ということで考えております。よろしく願いいたします。

高木委員長

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましても、来週の定例会で改めて議案として審議したいと思いますので、事務局は準備をお願いいたします。

以上で、本日予定した議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第20回協議会を閉じます。

午前11時00分閉会